

尾張旭市水道事業配水管承認工事に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開発行為等で配水管の布設又は布設替（以下「布設等」という。）が必要となるときに、尾張旭市水道事業（以下「市」という。）に代わって配水管の布設等を施工する場合の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「承認工事」とは、給水装置工事の施工に必要な配水管の布設等をいう。

2 この要綱において「申請者」とは、配水管の布設等を施工する者であって、給水装置工事の申込者をいう。

(申請及び回答)

第3条 申請者は、承認工事の施工に関することを施工業者に委任し、事前に水道工事承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類（位置図、配管平面図、管路詳細図、横断図及び使用材料明細書）を添付して提出しなければならない。

2 申請に際しては、工事の施工に必要な事項について事前調査を十分に行うものとする。

3 尾張旭市水道事業尾張旭市長（以下「市長」という。）は、第1項の規定により申請書が提出されたときは、申請書及び現場の状況等について十分に照査した上で、適当と認めるときは、申請者に水道工事承認回答書（第2号様式）により回答するものとする。

(承認の条件)

第4条 承認工事の承認に当たっては、次の各号のいずれにも適合しているものとする。

(1) 承認工事に係る全ての費用を申請者が負担すること。

(2) 施工業者は、過去10年間に地方公共団体が発注する配水管布設工事の実績があること。

(3) 施工に当たって、市と十分に協議を行い、施工方法等について指示に従うこと。

(4) 工事竣工後、市への配水管の移譲移管が速やかに行われるものであること。

(承認工事の中止)

第5条 申請者は、申請書を提出した後に工事を中止する場合は、水道工事承認取下届（第3号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(付近関係者等への説明)

第6条 申請者は、承認工事の実施に際して、工事中の騒音、振動等に十分配慮した計画を策定するとともに、その計画について付近関係者等に事前に説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(安全の確保)

第7条 申請者は、承認工事の施工に際しては、災害防止及び交通安全対策に万全を期し、周辺住民の生命と財産を保護するため、最大の努力をはらうとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 工事期間中は、工事の目的、工期、責任者の住所氏名等を記載した標示板を工事場

所の付近で見やすい位置に設置すること。

- (2) 工事場所に防護施設を設け、夜間には赤色灯を点灯する等一般交通の危険防止に必要な措置を講ずること。
- (3) 工事関係車両の通行道路は、一般交通の阻害、安全等を考慮し、事前に付近関係者及び関係機関と協議し定めること。
- (4) 工事に使用する施設及び設備は、正常な状態を保つこと。
- (5) 工事により道路等を損傷及び汚損した場合は、速やかに原状に復すること。

(環境の保全)

第8条 申請者は、承認工事の施工に際しては、自然環境等を保全し、周辺住民が良好な生活環境を営むことができるよう環境の保全に最大の努力をばらうものとする。

(損害等の補償)

第9条 申請者は、承認工事の施工により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任において損害の補償をするものとする。

(工事の届出)

第10条 申請者は、承認工事の着手に際しては工事着手届を、完了に際しては工事完了届を速やかに市長に提出するものとする。

(検査)

第11条 市長は、事業者から工事完了届の提出があった場合又は工事施工中において必要と認めた場合は、承認工事の検査をするものとする。

(改善命令及び中止命令)

第12条 市長は、前条による検査の結果、必要であると認めた場合は、承認工事の改善命令又は中止命令をすることができるものとする。

(移管の申請)

第13条 申請者は、市長から検査合格の通知があった場合は、速やかに配水管移管申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け、対象物件について不備がないと認めたときは、申請者に移管受理通知書(第5号様式)により通知するものとする。

^{かし}
(瑕疵担保)

第14条 申請者は、市に移譲移管した配水管等について、移譲移管後2年間は漏水、道路の沈下、亀裂等に対しその保証をするものとする。ただし、その^{かし}瑕疵が申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、移譲移管後10年間はその保証をするものとする。

2 前項の保証期間後であっても市長が特に必要と認めたものについては、申請者の負担による補修整備を求めることができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に承認申請を行っている承認工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に承認申請を行っている承認工事については、なお従前の例による。

水道工事承認申請書

年 月 日

尾張旭市水道事業

尾張旭市長

殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

尾張旭市水道事業配水管承認工事に関する取扱要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

工 事 場 所	尾張旭市 町 地内
水道工事の種類	新設 ・ 布設替
水道工事の概要	※管種・口径・延長等を記載
水道工事の 施 工 理 由	
水道工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
誓 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事により布設（布設替）する配水管等について、工事完了後、速やかに市水道事業へ移譲移管します。 ・移譲移管後において、当該配水管から他者に給水することについては、異議を申しません。 ・本要綱を遵守し、移譲移管後2年間は配水管を瑕疵担保として保証するとともに、その瑕疵が申請者の故意又は重大な過失による場合、移譲移管後10年間はその保証をします。
添 付 書 類	位置図・配管平面図・管路詳細図・横断図・使用材料明細書

委 任 状

上記承認工事の施工に関することを、下記の施工業者に委任します。

年 月 日

委任者

印

施工業者	住所	
	氏名	

水道工事承認回答書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市水道事業
尾張旭市長

年 月 日付で水道工事承認申請のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

		工事番号	承一
工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所		尾張旭市 町 地内	
水道工事の種類		新設 ・ 布設替	
水道工事の概要		※管種・口径・延長等を記載	
施工業者	住所		
	氏名		
<p>下記の条件により、工事を承認します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本工事は、尾張旭市水道事業配水管承認工事に関する取扱要綱に定める事項を遵守すること。 2 工事で地域住民に迷惑をかけないように注意し、当該工事の内容・施工時期を事前に通知し、断水・濁り水の発生のおそれがある場合は、事前に該当者への通知を行うこと。 3 工事箇所の掘削土砂及び工事機材などは常に整理整頓し、一般の通行人及び車両に危険が生じないよう保安設備を設置すること。なお、公道工事の施工に際し、通行禁止及び制限をする場合は、公安委員会の指示に従うとともに、必要に応じて工事の内容及び期間を予告する看板の設置や、該当者への通知及び広報を行うこと。 4 工事のために工事箇所及び付近に損害を及ぼした場合は、工事期間中はもとより竣工後においても、申請者の責任において復旧及び関係者に損害賠償をすること。 5 舗装復旧等については、事前に当該管理者と協議すること。 6 施工に当たっては、尾張旭市水道事業配管工事仕様書に従って実施し、着工前には仕様書第4の規定に準ずる関係書類を提出し、完了後は速やかに竣工検査を受けること。 7 申請者は、水道工事が竣工したときには、市長の完了検査を受けなければならない。 8 完了検査の際、工事内容が申請内容と異なるときは申請者の責任において再工事を実施し、再度完了検査を受けるものとする。 9 申請者は、完了検査合格後、配水管の移譲移管を行うものとする。 10 上記以外の事項については、その都度尾張旭市水道事業と協議すること。 11 本工事は、愛知県企業庁発行「工事標準仕様書」を遵守して施工すること。 愛知県建設部発行の「土木工事現場必携」及び日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書」も参考とすること。工事施工に際して疑義が生じた場合、尾張旭市水道事業と十分協議し、その指示に従うこと。 			

水道工事承認取下届

年 月 日

尾張旭市水道事業

尾張旭市長

殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

印

次の理由により、承認された条件で工事ができなくなりましたので、届け出ます。

		工事番号	承一
工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所		尾張旭市 町 地内	
水道工事の種類		新設 ・ 布設替	
水道工事の概要		※管種・口径・延長等を記載	
施工業者	住所		
	氏名		
取 下 理 由			

第4号様式（第13条関係）

配水管移管申請書

年 月 日

尾張旭市水道事業

尾張旭市長

殿

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

印

私が施工した配水管は承認工事に係る検査に合格しましたので、これを移管したく申請します。

		工事番号	承一
工 事 名			
路線等の名称			
工 事 場 所	尾張旭市	町	地内
水道工事の種類	新設 ・ 布設替		
水道工事の概要	※管種・口径・延長等を記載		
特 記 事 項	水道工事承認申請時に誓約した事項及び尾張旭市水道事業配水管承認工事に関する取扱要綱第14条に基づく移譲移管後の保証につきましては、これを遵守します。		

移 管 受 理 通 知 書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市水道事業
尾張旭市長

年 月 日にて移管申請のありましたこのことにつきましては、下記のとおり受理します。

記

- 1 対象となる工事名
- 2 配水管の管種及び口径並びに総延長